

# 世界一高い 供託金の廃止を!!

立候補する権利をみんなの手に。

## 第5回裁判



大法院を埋め尽くす関心のアピールを!

公選法の改正において、歴史的な裁判にするために  
ぜひ傍聴席から応援をお願いします。

9月29日 (金) 14時

東京地方裁判所103号法廷

※地下鉄「霞ヶ関駅」A1番出口すぐ  
(丸ノ内線、日比谷線)

■入廷行動 13時15~30分

東京地裁前 (霞ヶ関駅出口)

■報告会 裁判終了後

弁護士会館 (予定) ※スタッフがご案内します



【供託金違憲訴訟弁護団】

団 長 弁護士 宇都宮健児

(連絡先) 事務局長 弁護士 鴨田 譲

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所

TEL048-862-0342 FAX048-866-0425